

悪質な訪問業者にご注意！

悪質な消防設備点検業者

最近、県内の家庭や事業所に「消火器の点検をさせていただきます」と訪問し、消火薬剤の詰め替えやボンベの取り替えなどで、法外な代金を請求する悪質な消防設備点検業者が横行しています。



消火器等の点検は、信頼できる消防設備点検業者で行ってください。

点検等を依頼するときは、必ず見積書の提出を求めるなど注意を払い、不審な点がある場合は消防本部予防課（TEL0897-56-0251）へご相談ください。
※消防署では、消火器のあつ旋・販売を一切行っていません。

悪質な宅内排水設備の清掃業者

市役所の依頼を受けているような紛らわしい説明をしたり、高額な料金を請求したりするなど、悪質な宅内排水設備の清掃業者が見受けられます。

宅内排水設備は、個人管理が原則です。市が宅地内の排水設備の点検や清掃等を行ったり、業者を派遣・紹介したりすることはありません。

調査や点検に応じるときには、身分証明書の提示を求める等して、十分にご注意ください。

不審な点がある場合は、市庁舎本館下水道業務課または東予総合支所建設管理課へご連絡ください。

木造住宅耐震診断事業
お家の耐震診断を受けてみませんか？

地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、市では木造住宅の耐震診断にかかる費用の一部を補助します。

■対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に着工された2階建て以下の一戸建て木造住宅で、延べ面積が500平方メートル（約150坪）以下のもの。

■補助金の額

補助対象経費の3分の2以内（限度額2万円）

■対象となる耐震診断

愛媛県木造住宅耐震診断事務所の登録を受けた建築士事務所が実施する耐震診断。

■受付期間

8月1日（水）～11月30日（金）

■ご注意

市では、耐震診断や改修についての訪問や電話による勧誘を一切行っていません。

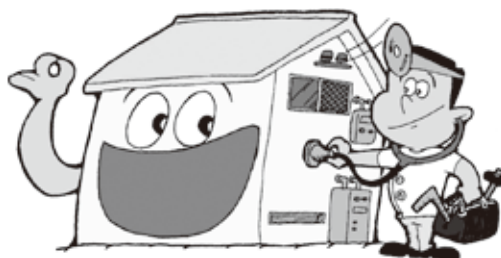
悪質業者による耐震診断、耐震改修工事のトラブルには十分気をつけてください。

■申込先

○市庁舎別館建築住宅課 建築係

TEL 0897-52-1233

わたしの家は大丈夫



○各総合支所建設管理課 建設管理係

※申込前に建築住宅課建築係で相談を受けてください。

8月の市税ごよみ

20日 国民健康保険税第1期

分、固定資産税第2期分の督促状の発送

31日 国民健康保険税第2期

分、市県民税第2期分の納期限

※督促状1通につき100円

の督促料と延滞金をいただきます。

※口座振替ご利用の方は、納期限日の残高にご注意ください。

下水道受益者負担金・分担金の納期です

8月は下水道に係る受益者負担金・分担金の納期です。

最寄りの金融機関で納めてください。

■対象の納期

○旧西条市賦課分第2期 8月31日（金）

■問合せ

○市庁舎本館下水道業務課 下水道業務係

TEL 0897-52-1224

下水道何でもクエスチョン？

Q：下水って何？

A：普段、何げなく耳にする「下水」。

「下水」とは何でしょうか。分かりやすく言うと、街中に発生する不要な水はすべて「下水」なのです。そして、「下水」は「雨水」とそれ以外の「汚水」に大別されます。



「汚水」とは工場や飲食店等の事業活動からの排水や、皆さんの家庭からの排水、例えば、水洗トイレ、台所、風呂、洗面所から流れる水や洗濯で使った水のことです。

「雨水」とは雨水はもちろん、雪どけ水などの自然に発生する水のことです。下水道は汚れた水をきれいにするだけでなく、浸水から街を守る役割も担っています。

下水道についての疑問を下記までお寄せください

市庁舎本館下水道工務課 下水道維持係 TEL0897-52-1576
日本下水道事業団四国総合事務所 TEL089-927-7271
E-mail Nagatani@jswa.go.jp